

議第277号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を次のように定める。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

損 害 賠 償 額		1,905,299円
事 故 の 概 要	種 別	都市公園内の倒木の幹折れによる塀等の破損事故
	発 生 年 月 日	平成25年 8 月 5 日
	被 害 者	京都市東山区大和大路正面茶屋町 豊国神社
	損 害 の 程 度	塀, 門及びコンクリート柵の破損

提案理由

損害賠償の額を定める必要があるので提案する。